広　報　資　料
平成２４年３月８日
警　備　企　画　課

災害に係る今後の危機管理体制について

東日本大震災の反省・教訓を踏まえ、昨年11月以降、４回にわたって災害対策検討委員会を開催し、災害に係る危機管理体制の再点検及び再構築について全庁を挙げた検討を実施し、今後の方向性を下記のとおり決定。

１　「警察災害派遣隊」の新設

全国警察から直ちに被災地へ派遣する即応部隊と、長期間にわたって警察活動を行う一般部隊から成る「警察災害派遣隊」を新設し、大規模災害発生時における広域的な部隊運用を拡充。

(1)　「即応部隊」を最大で全国約１万人体制に拡充

広域緊急援助隊・約5,600人（※刑事部隊を約900人増）、広域警察航空隊・約500人、機動警察通信隊・約1,200人、緊急災害警備隊・約3,000人（※新設）で編成。自活能力を有し、大規模災害発生時に直ちに派遣。

(2)　概ね発災２週間以降に派遣する「一般部隊」を新設

発災から概ね２週間以降、捜索・警戒警ら、交通整理・規制、パトロール、相談対応、初動捜査等の様々な警察活動を長期間にわたって遂行する部隊を編成。「支援対策部隊」が派遣部隊のロジスティクスを支援。

２　業務継続性の確保

(1)　国家公安委員会・警察庁

首都直下地震の発生を見据え、従来の被害想定以上に警察庁庁舎等の被害が甚大である事態を想定し、国家公安委員会・警察庁における業務継続体制やバックアップ体制を見直し。今後、「国家公安委員会・警察庁業務継続計画」を早急に改定する予定。

（見直し項目）

○　情報伝達・非常参集の迅速化
　→　情報伝達手段の確保、非常参集の環境整備　等

○　業務継続態勢の見直し
　→　災害警備本部の体制強化、非常時優先業務の見直し　等

○　バックアップ施設の多重化
　→　警察大学校等の活用、既存施設のインフラ強化　等

(2)　都道府県警察

都道府県警察等における業務継続性を確保するため、警察庁からガイドラインを示して業務継続計画の新規策定を指導

３　防災業務計画の改定

これまで震災対策編の一部とされていた「津波災害対策」を独立させるとともに、避難誘導を始めとする警察措置を具体的に記述し、上記１・２の方針も含めて対策を体系化。